

合志市新型インフルエンザ等 対策行動計画

令和元年 5月

目 次

I はじめに

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- II-2 対策の基本的考え方
- II-3 被害想定
- II-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- II-5 発生段階
- II-6 組織体制
- II-7 対策推進のための役割分担
- II-8 予防接種について
- II-9 新型インフルエンザ等緊急事態の措置

III 各段階における対策

未発生期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

海外発生期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

県内未発生期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

県内発生早期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

県内感染期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

小康期

- 1 実施体制
- 2 情報収集・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 医療
- 5 市民の生活及び市民経済の安定の確保

○ 用語解説

○ 参考資料

I はじめに

新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、熊本県でも約34万人の患者が発生しました。

発生前からの対策が重要

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

市の計画を見直しました

合志市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成22年に策定しており、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）に基づき平成26年3月に改正しています。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「合志市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」としました。市行動計画には、市の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関や特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

今回の見直しは、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画が平成30年3月に改訂され、県内感染期医療体制が変更されたことによるものです。県内感染期の医療体制として、外来診療を行う自治体立診療所を廃止し、一般医療機関で診療を行うこととなりました。

この行動計画は、政府行動計画及び県行動計画、菊池地域医療計画との整合性を保ちつつ、市が実施すべき対策についてまとめています。

関係機関の協力、市民等の役割

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や市など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、市民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

計画の見直し

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

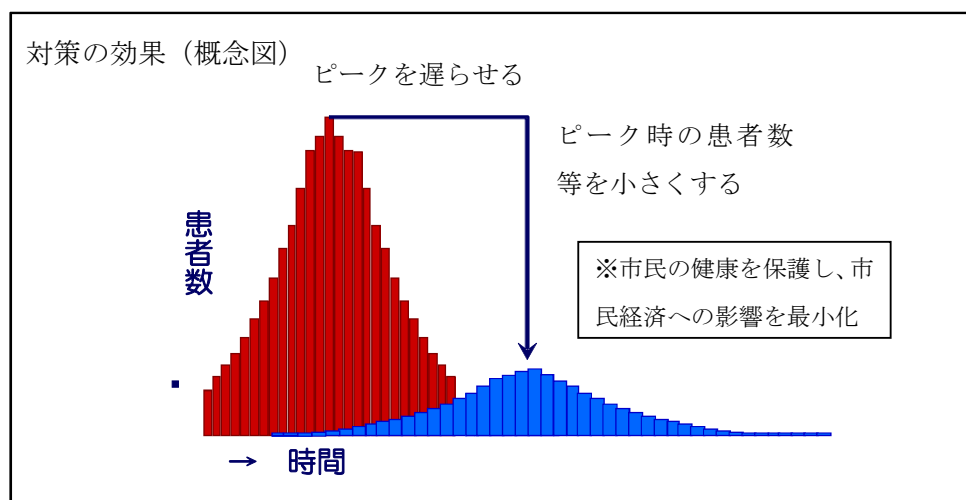
新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

１ 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、市行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

２ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や市民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

Ⅱ－3 被害想定

1 新型インフルエンザ等発生による菊池圏域の人的被害規模予測

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現したウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また病原性や感染力についても様々であり、その発生時期も含め流行規模や病原性・感染力の程度を正確に予測することは難しいと言われていますが、厚生労働省の推計値に基づき被害想定の数値を算定されています。新たに出現したウイルスの重症度（致死率）によって、中等度（アジア・香港インフルエンザ）と重度（スペインインフルエンザ）を基準に推計されています。

（流行期間を8週間と想定した場合）

（単位：人）

			熊本県	菊池圏域	合志市
人口 （平成27年国勢調査に基づく）			1,786,170	180,973	58,370
外来受診者数	80%		360,000	36,475	11,764
入院患者数	中等度	2.0%	7,500	760	245
	重度	8.0%	30,000	3,040	980
死亡者数	中等度	0.53%	2,400	243	78
	重度	2.0%	9,000	912	294

（熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく菊池地域医療計画より抜粋（平成30年3月改訂））

2 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、一つの例として以下のような影響が想定されます。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度症状が続き、欠勤します。
- り患した従業員の大部分は、一定期間の欠勤後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間※1）に従業員が発症して欠勤する割合は、最大5%（※2）程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の

世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる人や、不安により出勤しない人がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されます。

- ※ 1 アメリカ・カナダの行動計画において、ピークは2週間と設定されています。
- ※ 2 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した人は国民の約1%（推定）ですが、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生を考慮し最大5%程度と見込んでいます。

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市及び指定地方公共機関及び医療機関等は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施していくこととしますが、実施にあたっては、次の点に留意します。

1 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、また、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

2 特別措置法の性格

特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態の措置等の特別の措置を定めたものです。特に緊急事態の措置は、万が一の場合の危機管理のための措置であり、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性・感染力の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性などによってはこれを講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

3 関係機関相互の連携協力の確保

対策の実施にあたっては、県、市、指定地方公共機関及び医療機関等が相互に連携協力します。

また、政府対策本部※1、県対策本部※2、市対策本部※3は、相互に緊密な

連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

4 記録の作成・保存

市は、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じて公表します。

- ※1 新型インフルエンザ等発生時に内閣に設置されます（特別措置法第15条）。
- ※2 政府対策本部設置と同時に都道府県知事が設置します（特別措置法第22条）。
- ※3 緊急事態宣言がされた場合に市長が設置します（特別措置法第34条）。

Ⅱ-5 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

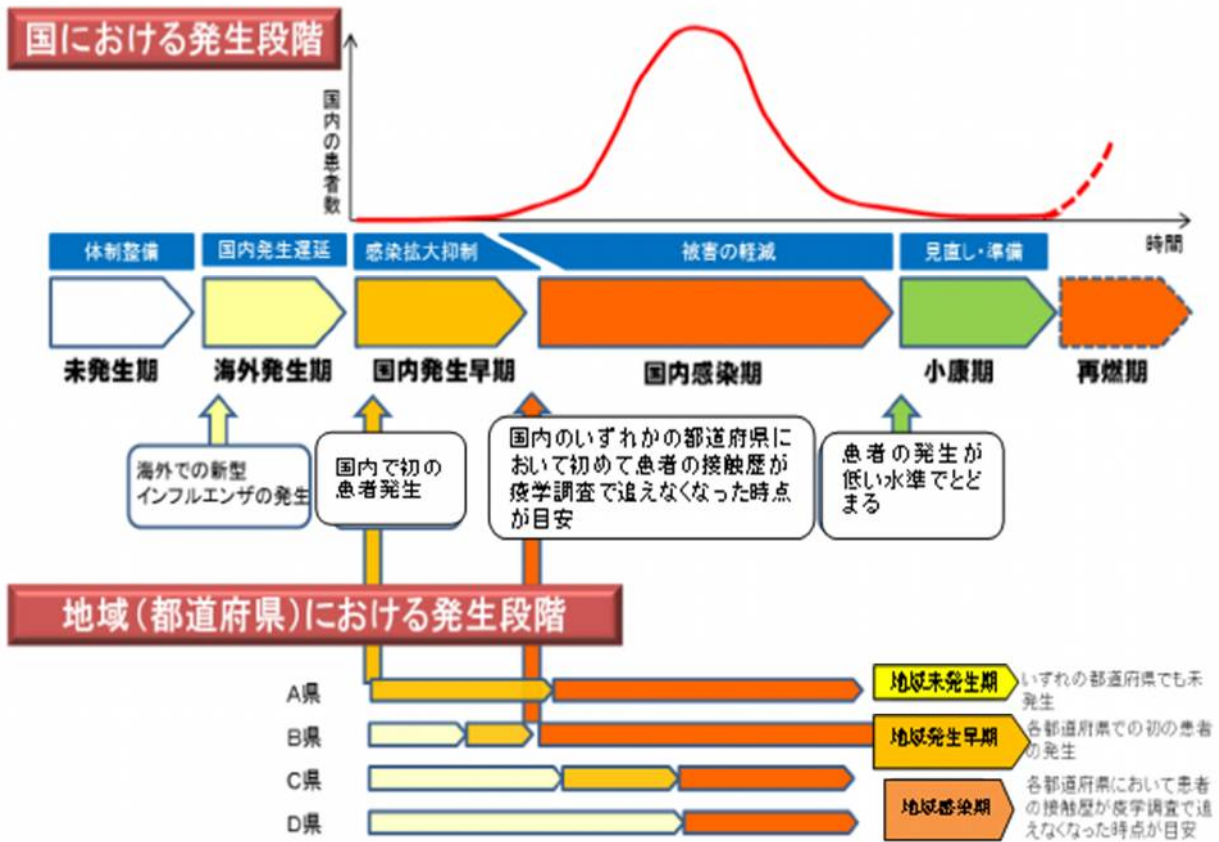
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、県及び菊池地域行動計画では、発生段階を次の6段階に定められており、本市においても同様とします。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

政府行動計画	県 行 動 計 画	
【未発生期】	【未発生期】	新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】	県内において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】	県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査※で終える状態
【国内感染期】	【県内感染期】	県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調整することです。感染者や接触者を調査し、感染源・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立てます。

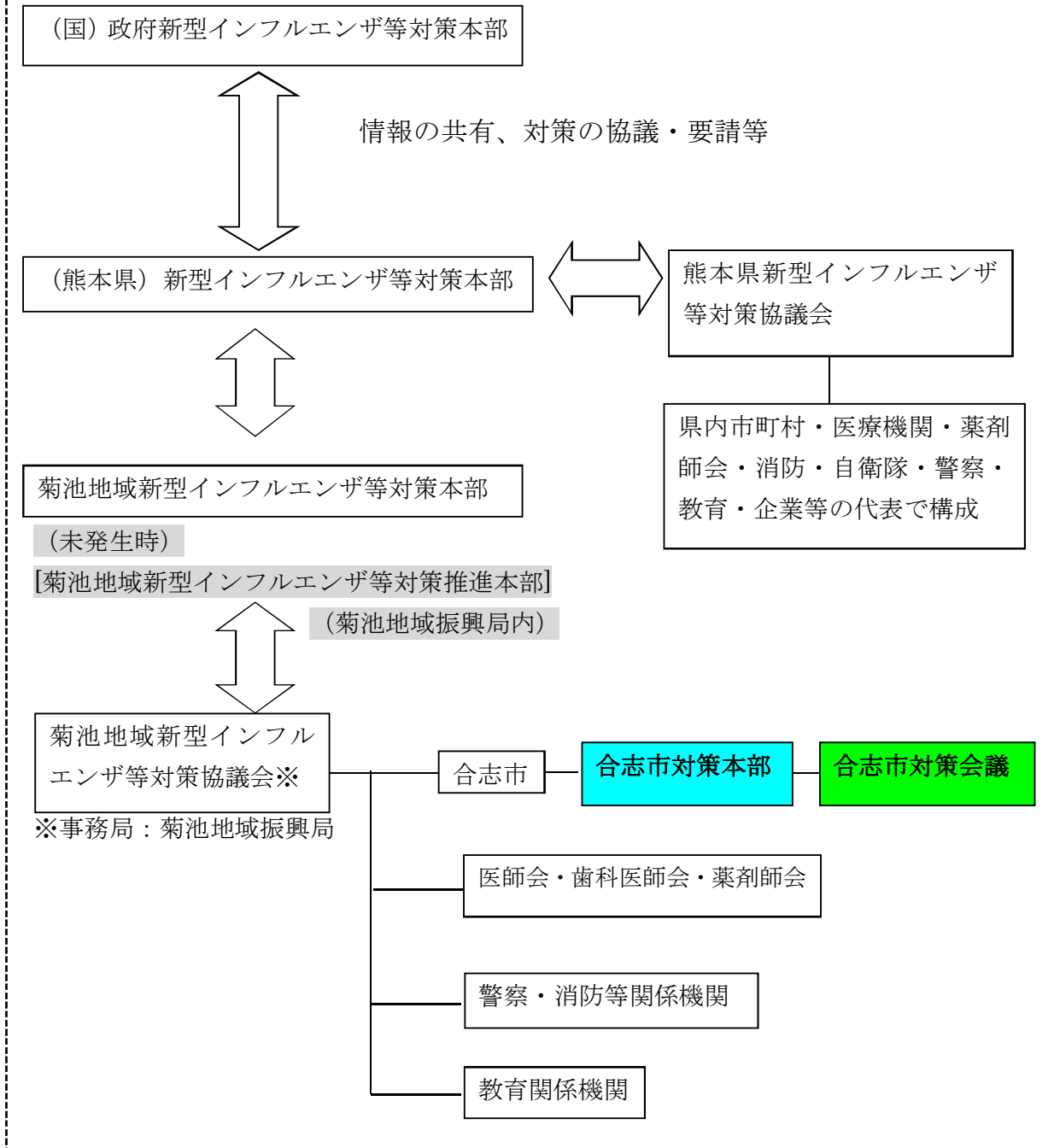


Ⅱ－6 組織体制

(1) 健康危機管理組織の設置

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた健康危機管理組織を整備します。

① 機関の位置づけ



② 組織図

新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議の組織図は次のとおりとします。

対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
本部員	総務部長
	市民生活部長
	会計管理者
	健康福祉部長
	産業振興部長
	都市建設部長
	水道局長
	教育委員会教育部長
議会事務局長	

対策会議（各課等の長）			
総務対策部 42人	健康危機対策部 55人	生活安全対策部 48人	福祉対策部 38人
交通防災課 秘書政策課 選挙管理委員会事務局 総務課 議会事務局 企画課	健康づくり推進課 保険年金課 税務課 都市計画課	環境衛生課 市民課（各支所含） 西合志総合窓口課 水道課 下水道課	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
教育対策部 36人	産業振興対策部 19人	出納対策部 19人	機動部 56人
学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課 （合生文化会館長・人権ふれあいセンター長）	農政課 農業委員会事務局 商工振興課 （商工振興班）	財政課 会計課 管財課	建設課 学校教育課（給食調理員） 監査委員事務局 人権啓発教育課 商工振興課（農商工連携班） 女性・子ども支援課 土地区画整理室

③ 各対策部所掌事務

部 名	構成員	事務分掌
総務対策部 <対策部長> 交通防災課長	交通防災課 秘書政策課 選挙管理委員会事務局	1 本部の庶務に関する事項 2 本部の会議に関する事項 3 各対策部との連絡調整に関する事項 4 自治会及びその他の各種団体への協力要請に関する事項 5 治安等の維持に関する事項 6 新型インフルエンザ等対策全般の企画・立案に関する事項 7 感染防止対策に必要な物品の確保に関する事項 8 他の対策部の所掌事務に属さない事項
	<副対策部長> 総務課長 総務課 議会事務局 企画課	1 報道機関等への対応及び広報活動に関する事項 2 新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関する事項 3 職員の配備に関する事項 4 職員の感染防止対策に関する事項 5 公務災害に関する事項 6 その他情報の収集及び伝達に関する事項
健康危機対策部 <対策部長> 健康づくり進課長 <副対策部長> 税務課長	健康づくり推進課 保険年金課 税務課 都市計画課	1 保健所との連絡に関する事項 2 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関する事項 3 相談窓口の設置に関する事項 4 医師会等関係機関との連絡に関する事項 5 特定接種・住民接種の体制整及び実施に関する事項 6 感染者対策について関係部署との連絡調整に関する事項 7 受診医療機関に関する事項
生活安全対策部 <対策部長> 環境衛生課長 <副対策部長> 市民課長	環境衛生課 市民課（各支所含む） 西合志総合窓口課	1 ごみの処理計画に関する事項 2 し尿の処理計画に関する事項 3 応急対策要員の確保に関する事項 4 感染による死亡者の搬送・安置及び埋火葬に関する事項
	水道課 下水道課	1 給水・下水道の対策に関する事項 2 応急対策要員の確保に関する事項

福祉対策部 <対策部長> 福祉課長	福祉課 高齢者支援課	1 独居・介護認定者・障がい者等の在宅要援護者対策に関する事項 2 社会福祉施設の感染防止対策に関する事項 3 社会福祉施設への情報提供及び感染調査に関する事項 4 介護老人施設、事業所等への情報提供及び調査・応急対策に関する事項
	<副対策部長> 高齢者支援課長	子育て支援課
教育対策部 <対策部長> 学校教育課長	学校教育課	1 幼稚園児・児童・生徒の感染防止対策に関する事項 2 幼稚園児・児童・生徒の感染調査及び応急対策に関する事項 3 各学校の対応事項取りまとめ、調整に関する事項 4 教育関係団体への協力要請に関する事項 5 学校教育施設(学校・給食センター・幼稚園)の感染防止対策に関する事項
	<副対策部長> 生涯学習課長	生涯学習課 人権啓発教育課 (合生文化会館長・人権ふれあいセンター長)
産業振興対策部 <対策部長> 農政課長	農政課 農業委員会事務局	1 菊池地域農協等との情報交換及び協力要請に関する事項 2 鳥インフルエンザに対する対応事項 3 所管する関係機関への情報提供及び調査に関する事項 4 食料等の安定確保に関する事項
	<副対策部長> 商工振興課長	商工振興課(商工振興班)

<p>出納対策部</p> <p>< 対策部長 > 財政課長</p> <p>< 副対策部長 > 会計課長補佐</p>	<p>財政課 会計課 管財課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時の予算計画及び資金調達に関する事項 2 感染に伴う財政措置全般に関する事項 3 特定接種・住民接種に関する経理出納事務・収支決算に関する事項 4 感染防止対策業務の遂行に必要な車輛の管理に関する事項 5 庁舎の感染防止対策に関する事項
<p>機動部</p> <p>< 対策部長 > 建設課長</p> <p>< 副対策部長 > 監査委員事務局 長</p>	<p>建設課 学校教育課（給食調理員） 監査委員事務局 人権啓発教育課 商工振興課（農商工連携班） 女性・子ども支援課 土地区画整理室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の指示に関する事項 2 各対策部への応援に関する事項 3 特定接種・住民接種運営に関する事項

Ⅱ－７ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、

市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時には、市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

3 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、市民に対するワクチン接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

6 登録事業者

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の県民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

8 市民

普段から、国や県や市が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

Ⅱ－8 予防接種について

1 ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

2 特定接種

(1) 特定接種とは

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の人とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する人
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(2) 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

3 住民接種

(1) 住民接種とは

① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、市は、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、市は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します（経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた人に対し接種費用の減免措置を行うことがあります）。

② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する人等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる人

- ・基礎疾患を有する人
- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

- i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者
- イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者
- ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者
 - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

(2) 住民接種の接種体制

① 未発生期における接種体制の構築

- ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。
そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。
- イ 市内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。
- ウ 市は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、菊池郡市医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。
 - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - 接種場所の確保（医療機関、市の施設、学校等）
 - 接種に要する器具等の確保
 - 接種に関する住民への周知方法（予約方法等）

② 接種対象者

原則として市の区域に居住する人を対象者とします。なお、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種をする場合があります。

③ 医療従事者の確保

市は、県及び菊池郡市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

④ 実施会場の確保

市は、保健所、国及び県と連携して、市の施設・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

Ⅱ－９ 新型インフルエンザ等緊急事態の措置

１ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態を宣言します。

２ 緊急事態宣言がなされている場合の主な措置

緊急事態宣言がなされた場合には、必要に応じ主に以下の対策を行います。

- (１) 県は、特別措置法４５条第１項に基づき、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。
- (２) 県は、特別措置法第４５条第２項に基づき、学校、社会福祉施設、興行場等多数の人が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する人に対し、施設の使用制限等の措置を講じるよう要請等を行います。
- (３) 市は、特別措置法第４６条の規定に基づき、市民に対する予防接種を、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種として実施します。
- (４) 指定地方公共機関は、業務計画に定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。
- (５) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請し、医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。

Ⅲ 各段階における対策

市行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により市行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、市行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
対策の目標
○発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○行動計画を踏まえ、市民への予防接種体制を整備します。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民に継続的な情報提供を行います。

1 実施体制

(1) 行動計画の作成

市は、特別措置法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。 [健康危機対策部]

(2) 発生に備えた体制整備

市は、市連絡会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ対策推進体制を整備します。

市は、県や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施します。 [総務対策部]

2 情報提供・共有

- 市は、市民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行います。 [健康危機対策部]
- 市は、市民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。 [健康危機対策部]

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

市は、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける当の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。
〔健康危機対策部・教育対策部〕

② 地域及び職場における対策の周知

市は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。
〔総務対策部・教育対策部〕

(2) 予防接種

① 特定接種

- 市は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。
〔健康危機対策部・総務対策部〕
- 市は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。
〔健康危機対策部・総務対策部〕
- 市は、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。
〔健康危機対策部〕

② 住民接種

- 市は、県と連携して、特別措置法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、市内に居住する（住民票を置く）人に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。
〔健康危機対策部〕
- 市は、県、菊池郡市医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。
〔健康危機対策部〕
 - ア 人口データを基にワクチンの需要量を算出しておく。
 - イ 円滑な接種の実施が可能となるよう、菊池地域新型インフルエンザ等対策本部及び菊池郡市医師会等と連携のうえ、接種体制を構築する。

- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・接種場所の確保（医療機関、学校、市の施設等）
- ・接種に要する器具等の確保
- ・接種に関する市民への周知方法（予約方法等）

○ 接種体制については、原則として、集団的接種として検討します。

[健康危機対策部]

③ 情報提供

市は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を市民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。

[健康危機対策部・総務対策部]

4 医療

○ 市は、菊池保健所及び菊池郡市医師会と連携し、医療提供体制を検討します。

【段階別医療体制】

〈表 1〉

段階		海外発生期から 県内発生期まで		県内感染期	
時期		発生早期		パンデミック時	
地域		地域限定		全県的	
患者数		少数		多数	
医療 体制		対応機関	対応内容	対応機関	対応内容
	新型インフルエンザ等相談窓口	菊池保健所	電話相談 患者搬送 検体搬送	菊池保健所 (各市町)	相談
	外来診療	帰国者・ 接触者外来	確定診断	全医療機関	診療
	入院診療	感染症指定 医療機関	類似症、確定 患者の入院	病院	重症者への 対応

[健康危機対策部]

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。

[福祉対策部]

(2) 火葬能力等の把握

市は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。 [生活安全対策部]

(3) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。 [総務対策部]

海外発生期
予想される状況
○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々。
対策の目標
○県内発生に備えて体制の整備を行います。 ○県内発生 of 早期発見に努めます。
対策の考え方
○海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、市民等に対する確かな情報提供を行います。 ○市民に対する予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

1 実施体制

(1) 市の実施体制

市は、必要に応じて、対策本部を設置し対策を決定します。 [総務対策部]

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、県の要請に応じ相談窓口を設置して、市民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。 [健康危機対策部・総務対策部]

(2) 情報共有

市は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。 [総務対策部]

3 予防・まん延防止

(1) 県内でのまん延防止対策

- 市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を勧奨します。〔健康危機対策部〕
- 市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請します。〔福祉対策部・教育対策部〕

(2) 渡航者対策

- 市は、新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合、又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、市民に周知します。〔総務対策部〕
- 市は、パスポート窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。〔生活安全対策部〕

(3) 予防接種

① 特定接種

市は、国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。〔健康危機対策部〕

② 住民接種

- 市は、特別措置法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行います。〔健康危機対策部・総務対策部・出納対策部・起動部〕
- 市は、県の要請を踏まえ、未発生期に定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築します。〔健康危機対策部〕

③ 情報提供

市は、市民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に周知します。

〔健康危機対策部・総務対策部〕

4 医療

- 県は、二次医療圏ごとに、保健所を中心とした医療体制の整備を推進し、あらかじめ選定した医療機関に対し、「帰国者・接触者外来」の設置を要請します。
- 感染した可能性のある人は、菊池保健所に設置される「新型インフルエンザ等相談窓口」を通して、「帰国者・接触者外来」を受診します。
*詳細はP 26 〈表1〉を参考。

[健康危機対策部]

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

市は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保等について準備を行います。

[生活安全対策部]

県内未発生期

予想される状況

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。
- 県内では患者は発生していない状態。
- 国は緊急事態宣言を行う場合がある。

対策の目標

- 県内発生に備えて体制の整備を行います。

対策の考え方

- 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、市民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- 住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言時の体制

市は、市行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。 [総務対策部]

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、引き続き、相談窓口を設置して、市民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。 [健康危機対策部・福祉対策部]

(2) 情報共有

市は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。 [健康危機対策部・総務対策部]

3 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- 市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨します。〔健康危機対策部〕
- 市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔福祉対策部・教育対策部〕
- 市は、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。〔教育対策部〕

(2) 渡航者対策

市は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔生活安全対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

- 市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始します。〔健康危機対策部〕
- 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、市の施設・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する（住民票を置く）人を対象に集団的接種を行います。〔健康危機対策部・出納対策部・機動部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合の市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔健康危機対策部・出納対策部・機動部〕

4 医療

- 感染した可能性のある人は、「新型インフルエンザ等相談窓口」を通して、「帰国者・接触者外来」を受診します。〔健康危機対策部〕
*詳細はP26〈表1〉を参考。

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。

[生活安全対策部]

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

[生活安全対策部]

② 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

[産業振興対策部]

県内発生早期
予想される状況
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目標
○市内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。
対策の考え方
○県と連携し医療体制や感染対策について周知し、市民への積極的な情報提供を行います。 ○県内感染期に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言時の体制

市は、市行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。〔健康危機対策部〕

(2) 情報共有

市は、メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔総務対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- 市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康管理対策部〕
- 市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔教育対策部・福祉対策部〕

(2) 渡航者対策

市は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔生活安全対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

- 市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、市行動計画に基づき、住民接種を開始します。

〔健康危機対策部・出納対策部・機動部〕

- 市は、接種の実施に当たり、県及び国と連携して、市の施設・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する（住民票を置く）人を対象に集団的接種を行います。〔健康危機対策部・出納対策部・機動部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合の市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

〔健康危機対策部・出納対策部・機動部〕

4 医療

- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者のために、国内で新型インフルエンザ等が蔓延していない段階においては、二次圏域ごとに「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行います。

- 新型インフルエンザ等を診断された患者に対し、原則として、感染症法に基づく入院措置が行われます。

*詳細はP 2 6 〈表 1〉を参考。

[健康危機対策部]

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。

[生活安全対策部]

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

[生活安全対策部]

② 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

[産業振興対策部]

県内感染期
予想される状況
○県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
対策の目標
○医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめます。
対策の考え方
○対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 ○市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

1 実施体制

(1) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。
〔総務対策部〕
- 市は新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- 市は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。
〔健康危機対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

- 市は、市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔健康危機対策部〕
- 市は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔教育対策部・福祉対策部〕

(2) 渡航者対策

市は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。

〔生活安全対策部〕

(3) 予防接種

① 住民接種

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔健康危機対策部〕

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進めます。

〔健康危機対策部〕

4 医療

- 菊池地域における「帰国者・接触者外来」での診療及び感染症法に基づく入院勧告等の中止の時期については、県と国との協議を踏まえ、菊池地域新型インフルエンザ等対策本部で決定します。
- 「帰国者・接触者外来」での診療及び入院勧告を中止した段階で、病原体・感染力等の判明状況により、原則、全ての医療機関において診療を行います。なお、入院は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては自宅療養とします。

*詳細はP26〈表1〉を参考。

〔健康危機対策部〕

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。

〔生活安全対策部〕

(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

① 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔生活安全対策部〕

② 生活関連物資等の価格の安定等

- 市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔生活安全対策部〕
- 市は、県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。〔産業振興対策部〕
- 市は、県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。〔産業振興対策部〕

③ 要援護者への生活支援

市は、国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。〔福祉対策部〕

④ 埋葬・火葬の特例等

- 市は、県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。
- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔生活安全対策部〕

小康期
予想される状況
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
対策の目標
○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 実施体制

(1) 実施体制

- 市は、緊急事態宣言が解除されたときは、市対策本部を廃止します。
〔総務対策部〕

(2) 対策の評価・見直し

- 市は、関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。
〔総務対策部〕

2 情報提供・共有

- 市は、県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。
〔総務対策部〕
- 市は、流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。
〔総務対策部〕

3 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

市は、県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始したまん延防止対策を中止します。 [総務対策部]

(2) 渡航者対策

市は、国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直します。 [生活安全対策部]

(3) 予防接種

① 住民接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。 [健康危機対策部]

② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく市民に対する予防接種を進めます。

[健康危機対策部]

4 医療

- 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻り、医療機関等は、抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材等の在庫状況を確認し、不足分を補充する等、流行の第二波への準備を開始します。

[健康危機対策部]

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。 [総務対策部]

《あ行》

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指しています。）

《か行》

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことです。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある人又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床です。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来です。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤です。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。

《さ行》

○サーベイランス

見張り、監視制度を意味します。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものです。

○死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した人の人口当たりの割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指します。

○新型インフルエンザ等相談窓口

新型インフルエンザ等に係る一般的な相談を受けるとともに、発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターです。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすることです。感染症法第15条に基づく調査をいいます。

《た行》

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけることです。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

《な行》

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した人（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当します。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定されます。

《は行》

○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、すべての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合です。

○パンデミック

感染症の世界的大流行のことです。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンです。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多いです。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖率、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現です。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンです（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄） （平成24年5月11日法律第31号）

（目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

（2） 新型インフルエンザ等対策

第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

（3） 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

（第（4）号～第（6）号省略）

(7) 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第14条 厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

第21条 政府対策本部は、第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第22条 第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事

は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部長の権限)

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

(第2～第8項省略)

- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第3項及び第4項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

(以下の項省略)

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にか

かっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変

更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

- 第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（感染を防止するための協力要請等）

- 第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
 - 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護

し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

(以下の項省略)

(緊急物資の運送等)

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材(第3項において「緊急物資」という。)の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。

- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。